

家庭ごみ 分別ガイドブック

資源が循環する社会にするために、みんなで3R！



中間市・水巻町・岡垣町・芦屋町・遠賀町では、資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化と資源化に取り組んでいます。

ごみは収集日の午前7時から午前8時までに出してください。

循環型社会のための3R推進	1	もえるごみ用指定ひも	10
ペットボトル・紙パック・食品トレイ	3	粗大ごみ	11
家電リサイクル法の対象品目	4	収集しないごみ	13
プラスチック製容器包装	5	直接ごみを持ち込む場合は	14
ビン・カン	7	ごみに関するお問い合わせ	15
もえないごみ	8	野外焼却の禁止について	15
もえるごみ	9		

『循環型社会』のための3Rを推進します。

私たちが生活する上で、ものを消費することは避けてとおれません。しかし、消費したものを大量にごみとして廃棄すれば、ごみを捨てる場所がなくなり、資源も無くなっていきます。消費したものをごみとして廃棄するのではなく、資源として循環させていく社会「循環型社会」形成のため**3R(スリーアール)**を推進します。

1. ごみを出さない (Reduce リデュース)

ごみになるものは、買わない、もらわない、持ち帰らない。

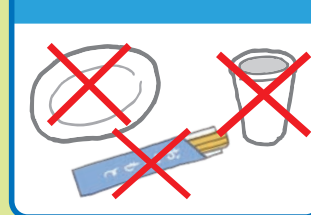
- 買い物はしっかりと考えてから。



- レジ袋や過剰包装を断る。



- 使い捨て商品は買わない。



- マイボトルを使用する。



2. 繰り返し使う (Reuse リユース)

使い捨てではなく、再利用できるものを選ぶ。

- 長持ちする商品を選ぶ。



- 修理して使う。



- 詰め替え商品を利用する。



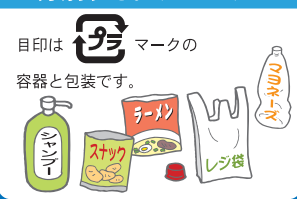
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用する。



3. 資源に戻して再生利用する (Recycle リサイクル)

どうしても捨てなければならないものは、分別して資源化しましょう。

- プラスチック製容器包装を分別する。(5ページ)



- ペットボトル・紙パック・食品トレイを分別する。(3ページ)



- ビン・カンを分別する。(7ページ)



- 新聞・雑誌・ダンボールは集団回収に出す。



もえるごみの減量にご協力を!

家庭から出るごみで一番多いのはもえるごみです。もえるごみを減らすための簡単な方法を紹介します。

● 生ごみの水切りを徹底しましょう。

生ごみの約80%は水分です。ひと絞ることにより10%以上減量できます。



● コンポストで生ごみを堆肥化

ダンボールコンポストで生ごみを堆肥化することで、ごみの減量とリサイクルを簡単に行うことができます。購入助成制度がありますので、詳しくはお住まいの市役所や町役場へお問い合わせください。



一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合は共同で廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、管内のごみ処理の基本方針となる「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しました。その中で、当面の目標年度【平成33年度(2021年度)】に向けて数値目標を定めています。住民の皆様にご協力いただきたい目標は次のとおりです。

ごみ排出量の削減目標：1人1日のごみ排出量 平成28年度比5%(36g)削減

資源化の目標：ごみ排出量に占めるリサイクル量の割合30%以上(平成28年度22.5%)

目標達成のため、このガイドブックを参考に分別し、ごみの減量化と資源化へのご協力をお願いします。

なお、詳細は、各市町、広域事務組合のホームページから確認できます。

よくある質問

Q. ごみはどこに出すの？

- A. お住まいになっている地区の決められたごみステーションに出してください。
他の場所に出すと、その場所を管理している方々が大変迷惑をします。
また、他の市や町でごみを出すことは法律により禁止されています。

Q. ごみを出す時間は？

- A. 収集日当日の午前7時から午前8時までに出してください。

Q. 指定袋には、どれくらいごみを入れていいの？

- A. 入れられるのは、(大)のサイズで10kgまでです。入れすぎると袋が破れたりして収集が困難になります。袋に入らないものは粗大ごみです。

Q. ごみを抜き取っている人を見かけたのですが？

- A. 指定袋で出された資源ごみは、条例に基づき組合の所有物となります。集められた資源ごみは適正に処理を行い、鉄やアルミは売却して、ごみ処理費用に充てています。指定袋の持ち去りや中身の抜き取りを見かけたら、市役所・町役場・広域事務組合に連絡ください。

Q. ごみの無料回収に出していいの？

- A. 法律で定める許可を得ずに軽トラックなどで巡回し、家電や粗大ごみの処理を請け負う業者がいます。無許可の業者に回収されたごみは、不法投棄されたり野焼きされたりと不適切な処理をされる場合があります。安易にごみを出さないようにしましょう。

Q. 不法投棄を見かけたのですが？

- A. ごみをみだりに捨てることは法律で禁止されており、5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金が科せられます。また不法投棄者が法人の場合は、法人に3億円、投棄者に1,000万円以下の罰金が科せられます。
不法投棄を見かけたら市役所・町役場か保健福祉環境事務所、警察署にご連絡ください。

宗像・遠賀保健福祉環境事務所
折尾警察署

0940-36-6322
093-691-0110

ペットボトル・紙パック・食品トレイ

(店舗の拠点回収ボックスで出せます。)

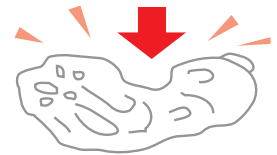
ペットボトル

ポリエチレンテレフタレート製の容器

飲料用・酒用・しょうゆ・しょうゆ加工品(めんつゆなど)・みりん風調味料・食酢・調味酢・ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルに限る)などのペットボトル



プラスチック製
容器包装へ



1. キャップとラベルをはずす。

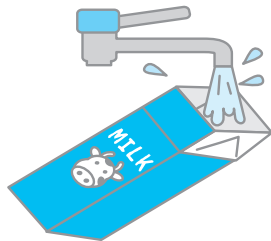
2. 水で洗淨する。

3. つぶして回収ボックスに入れる。

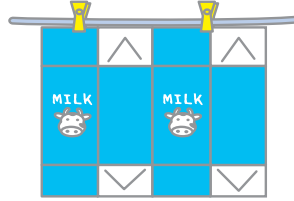
紙パック

飲料用紙パック

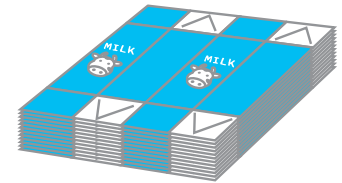
(内側にアルミが貼られていないものに限る。)



1. 水で洗淨する。



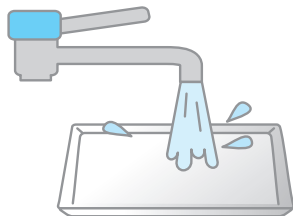
2. 切り開き乾燥させる。



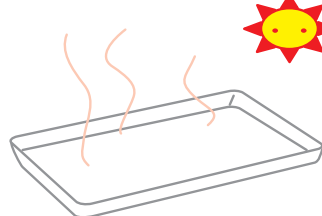
3. 回収ボックスに入れる。

食品トレイ

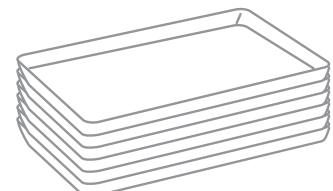
発泡スチロール製食品トレイ



1. 水で洗淨する。



2. 乾燥させる。



3. 回収ボックスに入れる。

拠点回収ボックスは、マナーを守って利用しましょう。

店舗などに設置してある拠点回収ボックスの中に、ごみが入っていたり、中身が残ったままのペットボトルが出されています。また、ボックスの周囲にごみを置いていたりする例も見受けられます。資源物の回収は、拠点回収ボックスの設置をお願いしている店舗のご協力で成り立っておりますので、マナーを守って利用してください。



ごみを中に入れたり、
周辺に置いたりしない
でください。



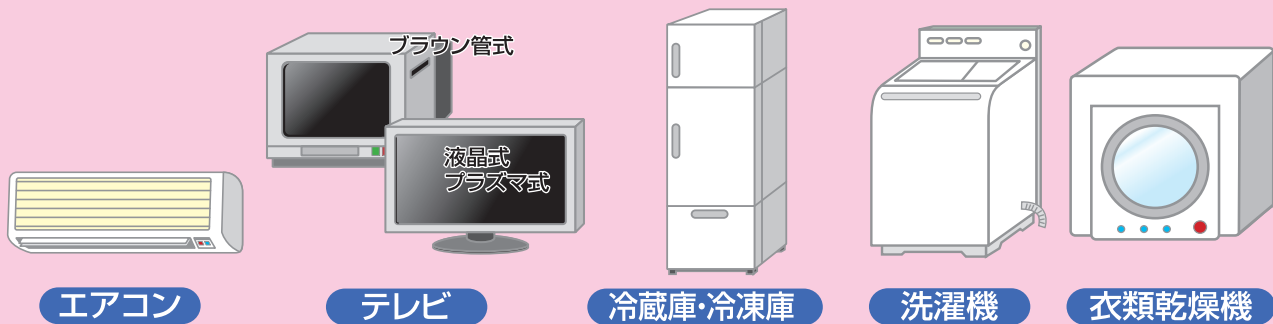
きちんと洗って、回収ボックスへ
出してください。

家電リサイクル法の対象品目

下記の家電は、法律により消費者がリサイクル料金を負担し、リサイクルすることが義務づけられています。買い換えた店や購入した店に引き取ってもらってください。

対象品目は遠賀・中間リレーセンターへの持ち込みは出来ません。

対象品目

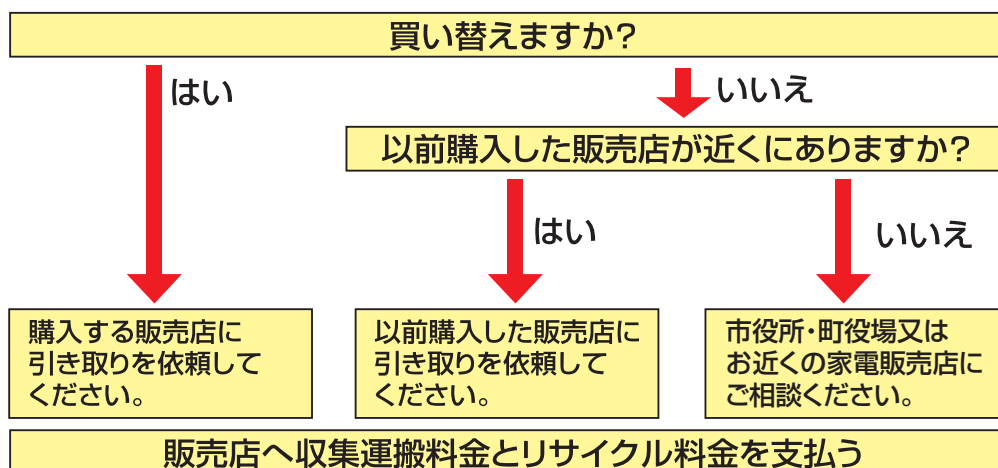


※リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。詳しくは販売店にお問い合わせください。

下記のものは対象外となります。

- ・携帯可能な液晶テレビ（電源として一次電池または蓄電池を使用するもの）
- ・浴室テレビ、キッチンテレビ（建築物に組み込むことができるように設計したもの）
- ・テレビ受信機能が付いた携帯電話、カーナビ
- ・リアプロジェクションテレビ
- ・衣類乾燥機能が付いた布団乾燥機、浴室換気扇、除湿器

処理方法



自分でメーカーの指定引取場所に持ち込むこともできます。

郵便局で家電リサイクル券を購入し（リサイクル料金の支払い）、指定引取場所へ持ち込みます。

- 持ち込み先（指定引取場所） 西日本家電リサイクル株式会社
 - 所在地 北九州市若松区響町1丁目62番地
 - 電話番号 093-752-2424
 - 受付時間 午前8:30～11:45 午後1:00～4:15（日曜・祝日休み）
- ※自分でメーカーの指定引取場所に持ち込む場合は、収集運搬料金はかかりません。

プラスチック製容器包装

収集日当日の午前7時から午前8時までにお願いします。

プラスチック製
容器包装専用

（大・小）



このマークが
目印です。

プラスチック製
容器包装とは

食料品や日用品を入れたり(容器)、包んで
いた物(包装)で、中の商品を使用したり、取り
出したりして不要になったプラスチック製の
容器や包装のことです。

対象品目は

カップ類



カップ麺、豆腐、プリン、
ゼリーなどの容器

トレイ類



果物、生鮮食品、惣菜などの容器

パック類



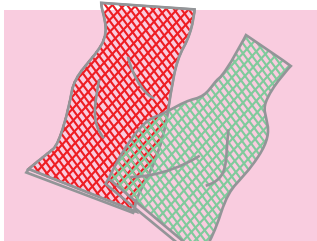
卵、果物、野菜、弁当などの容器

袋類



レジ袋や菓子、食品などの袋

網・ネット類



果物、野菜などを包んだネット類

食品のボトル



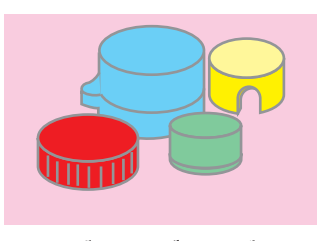
飲料用・酒用・しょうゆなどの
ペットボトルを除く。

その他のボトル



シャンプー、リンス、洗剤
などのボトル

プラスチックのふた

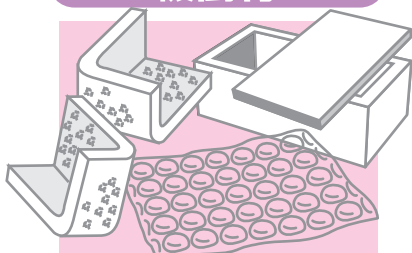


ペットボトル、びんなどのふた

薬の容器類



緩衝材



生鮮食品の保冷、保存の容器
や商品の梱包に使用された発
泡スチロール製の緩衝材・エ
アークッションなど

チューブ類



フィルム類



食品用ラップ

※汚れているものはすすいでください。

※ふたのついているものは、ふたをはずして出してください。

プラスチック製容器包装ではないもの

素材はプラスチックでも、それ自身が商品であるものは、容器包装ではありませんので「もえるごみ」で出してください。

ペットボトル

(拠点回収ボックスをご利用ください)

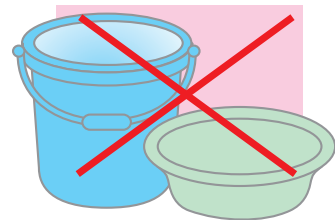


飲料・酒類・しょうゆなど

タッパ



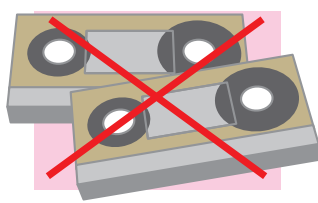
洗面器・バケツ



プラスチック製の食器



ビデオテープ



使い捨てライター



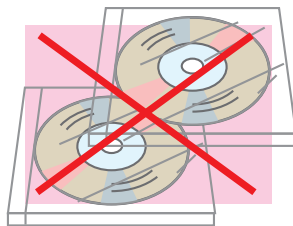
プラスチック製のハンガー



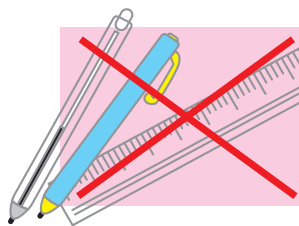
おもちゃ



コンパクトディスク



ボールペン・定規などの文具



商品の付属品



注意!



最近のカップ麺容器は紙製の物が増えています。必ずマークを確認しましょう。

プラスチック製容器包装を出すときのお願い

- レジ袋などにまとめ入れをしない。

中身を確認するために、手作業で袋を破らなくてはなりません。直接指定袋に入れてください。



- 生ごみなどのほかのごみを入れない。

せっかく出したプラスチック製容器包装が汚れて資源化できなくなります。



- ライター・カミソリ・注射器などの危険物を入れない。

手作業で選別を行っているので、これらのものを入れると大変危険です。



ビン・カン(資源ごみ)

1袋は10kgまでです。

収集日当日の午前7時から午前8時までにお願いします。

ビン・カン専用

通関・中興地産広域行政事務組合
この袋は、資源物のビン・カン専用です。
スリットは、必ず開けてください。蓋は必ず
しっかりと閉めてください。資源物の回収
に際しては、必ずこの袋を使用してください。
資源物の回収に際しては、必ずこの袋を使用してください。

(大・小)

飲食物用の空きカン



クッキーや菓子・のり・
お茶の葉などが入っていたカン

飲食物用の空きビン



ジュース・酒・ワイン・インスタント
コーヒー・ジャムなどのビン

リサイクルしています。

リサイクルプラザに集められ
たビンは、色ごとに分別して再
生工場に引き取ってもらって
います。分別したビンにフタやキ
ャップなどビン以外のものが混
じっていると、再生工場に引き
取ってもらえずごみとして処分
するしかありません。



出す時のお願い

●栓・フタなどは外してそれそれの
ごみの日に出してください。

プラスチックのものは
プラスチック製
包装容器へ



金属のものは
もえないごみへ



その他のカン



ヘアスプレー・ペイントスプレー・殺虫剤・
スプレー式消火器・カセットボンベなど



※使い切って風通しの良い火の気
のない所で必ず穴を開けてください。

中身が残ったままごみとして出すと、収集時にゴミ収集車の中やゴミ処理場で爆発し、ゴミ処理全体に支障がでます。

出してはいけないもの

ペットボトルは拠点回収ボッ
クスで回収していますが、汚
れたものや回収ボックスまで
持っていけない場合は、もえ
るごみ指定袋で出してください。



ジュース缶の中にタバコの
吸殻などの異物を入れない
でください。不純物が混じ
るとリサイクルできません。



(大・小)

もえるごみ

1袋は10kgまでです。

(袋に入らないものや10kg以上のものは粗大ごみ)

収集日当日の午前7時から午前8時までにお願いします。

もえるごみ専用

通賢・中園地区広域行政事務組合
・この袋は、もえるごみ以外を入れてはいけません。
・袋の中は、必ずよく切ってから入れてください。
・はきさらしや破び、破損品の回収は、原則として行いません。
・燃やした灰や燃やしたものは、燃やした後に必ず燃やしてください。

(大・中・小)

紙類



食用油



紙や布にしみ込ませるか固める。

衣類・布類



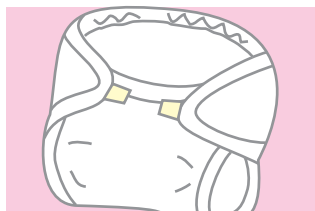
紙類、食用油、衣類、布類は、リサイクル出来ますので、地域の集団回収や拠点回収ボックスをご利用ください。

生ごみ



十分に水切りをする

紙おむつ



汚物は取り除く。

草木類



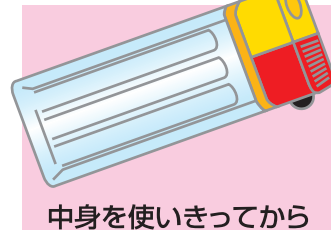
皮革類



ゴム・ビニール類

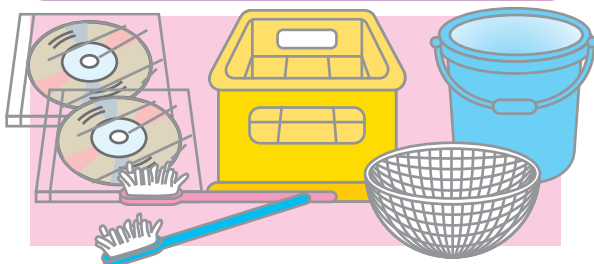


使い捨てライター



中身を使いきってから

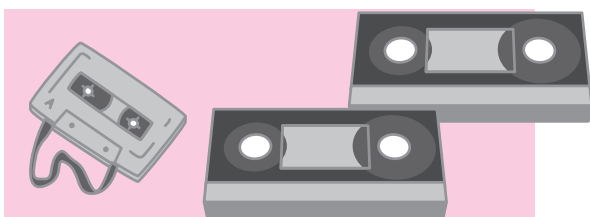
プラ容器以外のプラスチック類



汚れのひどいプラ容器やチューブ類



ビデオ・オーディオテープ



もえないごみで出すと機械に巻きつき故障の原因になります。必ずもえるごみで出してください。

その他



灯油ポリタンクは、中身を使い切って出してください。

もえるごみ用指定ひも

「木切れ・木の枝・ダンボール・新聞・雑誌」専用です。
(指定袋に入る場合は、指定袋で出して構いません。)
収集日当日の午前7時から午前8時までにお願いします。

指定ひもの使い方

指定ひもは、切ったり、つないだりして長さを変えて使用することはできません。1本の指定ひもで結べる大きさで出してください。

遠賀・中間地域広域行政事務組合 もえるごみ用指定ひも(木切れ、木の枝、ダンボール新聞、雑誌専用)

(1本の長さ140cm)

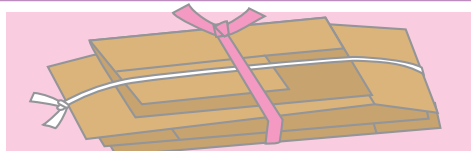
木切れ・木の枝・角材・竹



幹の直径は5cm以下のもので、長さは90cm以下にしてください。

長いもので2カ所以上で結ぶ場合は、1カ所を指定ひもで結んでください。

ダンボール



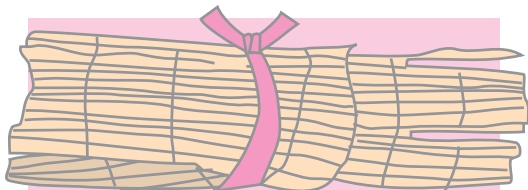
2カ所以上で結ぶ場合は、1カ所を指定ひもで結んでください。

新聞・雑誌



2カ所以上で結ぶ場合は1カ所を指定ひもで結んでください。

よしず・すだれ



よしず・すだれも木切れのため、90cm以下にすれば指定ひもで出すことができます。

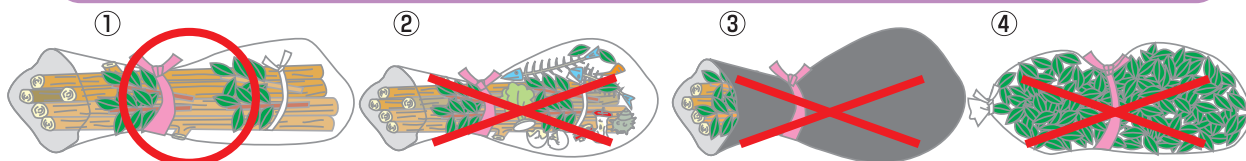


新聞・雑誌を紙袋やビニール袋で出す場合は、袋の口の部分を指定のひもが通過するように1周させて結んでください。

ダンボール・新聞・雑誌については、資源としてリサイクルできますので、できるだけ地域の集団回収などをご利用ください。

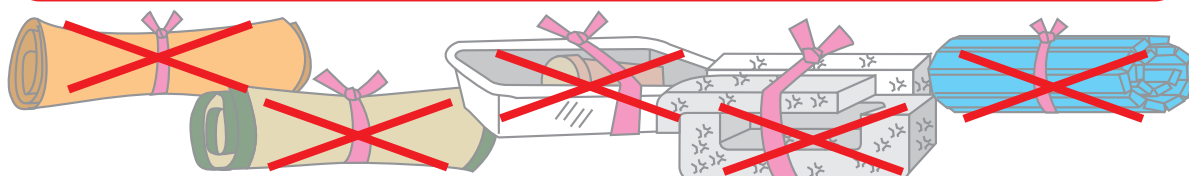
ひもの使い方や地域の集団回収は各市町担当課までお問い合わせください。

木切れに袋をかけて出す場合(木の葉の飛散防止)



- ① 木の葉の飛散防止のために袋をかける場合は、45リットル以下の透明な袋で中身が確認できるようにしてください。
- ② 木切れ以外のものが混入されていた場合は収集することはできません。
- ③ 黒い袋などで中身のわからない場合は収集することはできません。
- ④ 木の葉だけを袋に入れて、指定ひもをかけた場合は収集することはできません。

このような場合は収集しません。



カーペット・ござ・風呂のふたなどは、指定袋に入ればもえるごみ指定袋で出すことができますが、入らない場合は粗大ごみで出してください。

粗大ごみ

収集日当日の午前7時から午前8時までにお願いします。



粗大ごみとは

指定袋に入らない大きさのものや、重さ10kg以上の品物で、幅、奥行、高さの寸法の合計が4m未満(一辺最大2.5m未満)であり、重さ50kg未満のものをいいます。

※指定袋に入るものや、入る大きさにしたものは、**指定袋で出せます**。

《ただし、重さ10kg未満に限ります。エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は除く。》

粗大ごみの出し方

1. ゴミの寸法(幅、奥行き、高さ)、重さを計る



2. 粗大ごみ受付センターに電話をする。

電話番号 093-281-5380

(月～金 8:30～17:00) 土・日・祝は休み

●受付締切日 土・日・祝を除く収集日の2日前



※耳の不自由な方のために、FAXによる受付も行っています。
FAX 093-282-5394



3. シール枚数と収集日・排出場所を確認する

オペレーターが住所・氏名・電話番号・ごみの種類・寸法・重さ・排出場所をお聞きし、収集日や料金をお知らせします。

粗大ごみは個別収集です。排出場所は基本的には敷地内の玄関前など、収集しやすい場所となります。ただし、マンション・アパートなどの集合住宅や車が入れない狭い所などは、出す場所を指定する場合があります。



4. 粗大ごみ指定シールを購入する

申し込み時にオペレーターがお知らせした料金分のシールを購入してください。
(シールはスーパーやコンビニなどの指定袋販売店で購入することができます。)

シールは、余っても払い戻しはできませんので、お知らせしたシール枚数のみご購入ください。

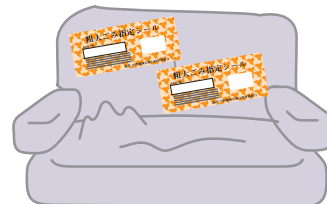


5. 粗大ごみに指定シールを貼り付ける

品目毎に申し込み時お知らせした枚数のシールを見やすい位置にはがれない様に貼ってください。

シールには、氏名を記入する欄がありますので、忘れずに記入してください。

収集時にシールが確認できない場合は、収集いたしませんので、風などでシールがはがれそうな場合は、ひもでくるなどしてください。



6. 収集日に排出場所に出す

収集日の朝8時までに、指定された排出場所に出してください。
(収集日に立ち会う必要はありません)

下記の場合、収集できません。安全・確実な収集にご協力ください。

- ①シールがない・シールの枚数が足りない。
- ②申し込みをしていない品物がある。
- ③排出指定場所に置いてなかった。



指定シールの枚数は、申し込みの際、受付センターにご確認下さい。

料金の基準について

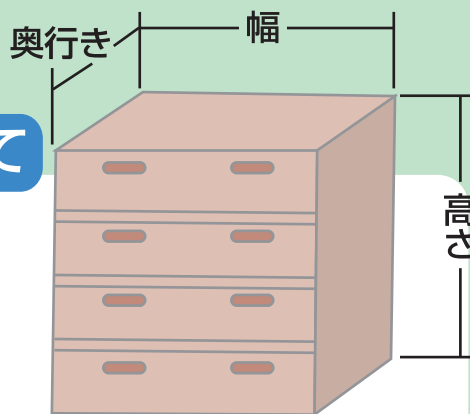
●料金の基準

●一般品目（シール1枚）：目安として1人で抱えられるもの
幅・奥行き・高さの寸法が、2.5m未満、かつ重さ25kg未満のもの

●特定品目（シール2枚）：目安として2人で抱えられるもの

一般品目の基準を超えるもので、寸法の合計が4m未満（一辺最大2.5m未満）であり、重さ50kg未満のもの

❗ 寸法の合計が4m以上のもの、重さが50kg以上のものは粗大ごみで出すことができませんので、遠賀・中間地域広域行政事務組合又はお住まいの市役所、町役場へおたずねください。

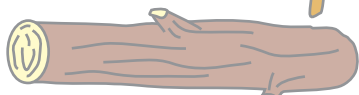


指定シールの貼付単位〔例〕

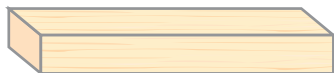
食卓（応接）セット
テーブル（シール2枚）
椅子×4（シール4枚）
計 6枚



ふとん1枚
（シール1枚）



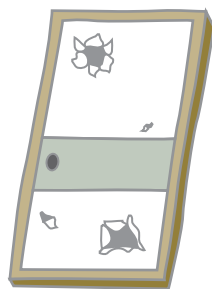
直径が10cm以上の生木1本
（シール1枚）



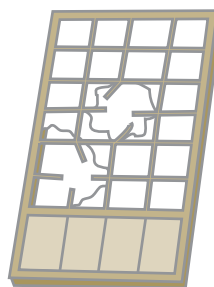
一辺が10cm以上の角材1本
（シール1枚）



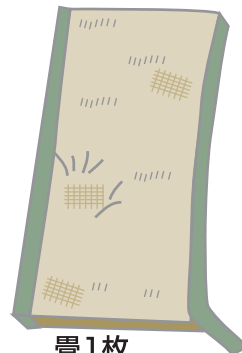
厚さ2cm以上の板1枚
（シール1枚）



襖1枚
（シール1枚）

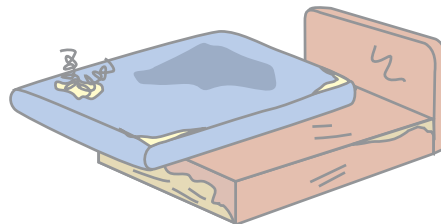


障子1枚
（シール1枚）



畳1枚
（シール1枚）

ベッド
ベッド本体（シール2枚）
ベッドマット（スプリング入りのもの）
（シール2枚）
計 4枚



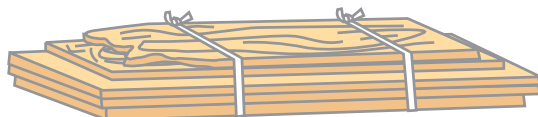
▼次のものは、5本（枚）毎に1枚となります。（長さは2.5m未満です。）



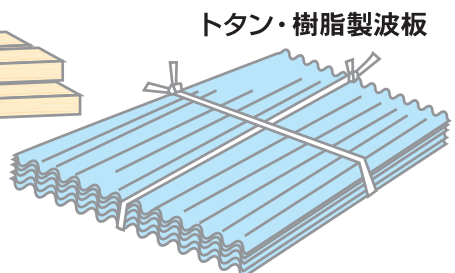
直径が10cm未満の生木



一辺が10cm未満の角材



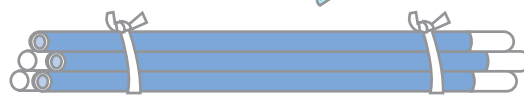
厚さ2cm未満の板



トタン・樹脂製波板



竹



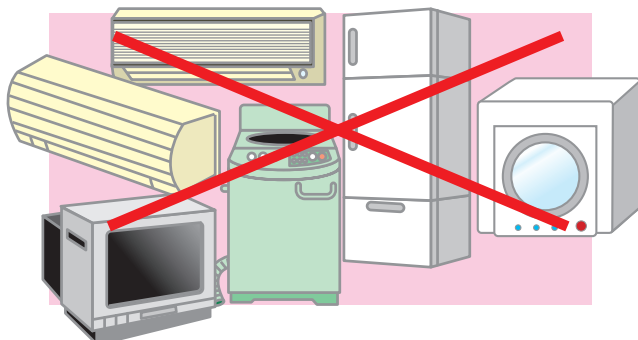
直径が10cm未満のパイプ類・物干し竿

収集しないごみ

下記のものは販売店に引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。

(不明な場合は遠賀・中間地域広域行政事務組合又はお住まいの市役所・町役場へおたずねください。)

家電リサイクル法対象品目



エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
(処理方法は、4ページを参照ください。)

薬品類



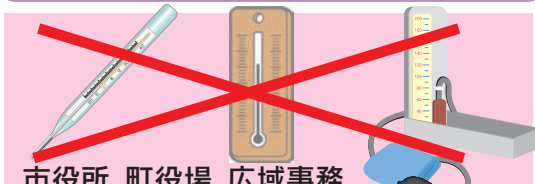
農薬・劇薬・除草剤

危険物



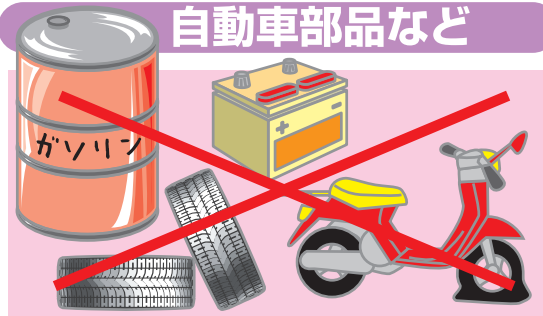
花火・火薬類・爆発物・消火器・プロパンガス
ボンベ・油脂類・石油・シンナー

水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計



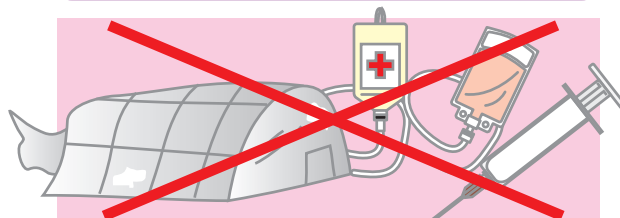
市役所、町役場、広域事務
組合の窓口で回収しています。

自動車部品など



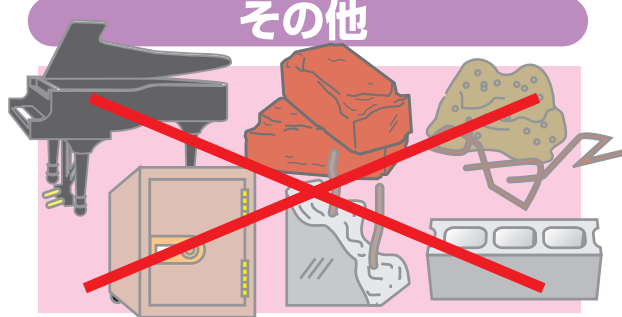
バイク・タイヤ・エンジンオイル・ガソリン・
塗料・バッテリー

産業廃棄物



医療廃棄物(自宅療養者の注射針・金属器具)・
建築廃材・農業用ビニール

その他



ピアノ・金庫・土砂・コンクリート・石・レンガ

犬・猫など(小動物)の死体



お住まいの市役所・町役場の衛生担当課に
お問い合わせください。

乾電池の回収

小学生・中学生がいるご家庭は学校へ、
その他の方は市役所、町役場などの
公共施設で回収しています。

(電池を長期間置いておくと液漏れすることが
ありますので、お早めに処理してください。)

小型充電式電池の回収

市役所、町役場、広域事務組合で回収して
います。



Ni-Cd
ニカド電池



Ni-MH
ニッケル
水素電池



Li-ion
リチウム
イオン電池

直接ごみを持ち込む場合は

(産業廃棄物に該当するものは持ち込みできません。)

どうすればいいの？

もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみに分けて車に積んでご来場ください。なお、施設内でごみを捨てる際は、職員の指示を受けてご自身でごみをおろしてください。

どこに持ち込むの？

遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1

遠賀・中間リレーセンター TEL 093-282-5341

受付時間は？

月～土曜日 午前8:30～午前11:30 午後1:00～午後4:30

日・祝日 受付できません

ペット(犬・猫など)の死体の搬入について

施設にお持ち込みの場合は、他の搬入物と同じ取り扱いとなります。火葬・収骨などを希望される場合は、民間のペット霊園にお問い合わせください。

※ごみの重量に応じて料金が必要です。

施設案内図



品物によっては一日に搬入できる量に制限があります。
大量に持ち込む場合は、事前にお問い合わせください。
例:草・剪定枝・木材 1日に200kgまで
量 1日に8枚まで など

身近にあります 管内のリサイクル施設

剪定枝・草・樹木類

ゆめ環境(野坂建設(株)) 遠賀郡遠賀町大字尾崎1712-45 TEL 093-293-2791
(株) クリエイト遠賀 遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-1 TEL 093-282-6015

紙・鉄類

(株) 丸清 遠賀郡遠賀町大字尾崎393-1 TEL 093-293-6011
(株) 門文商店 岡垣工場 遠賀郡岡垣町大字戸切104-7 TEL 093-283-3017

※原則として持ち込みとなります。料金などその他詳しいことは直接お電話ください。

ごみに関するお問い合わせ

ごみに関すること

遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第1課 業務係 **093-293-3581**

ごみに関すること、収集日程や排出場所（ステーション）に関すること

お住まいの市役所・町役場まで

中間市 環境保全課 衛生美化係 **093-245-5300**

水巻町 産業環境課 環境係 **093-201-4321**

岡垣町 住民環境課 環境政策係 **093-282-1211**

芦屋町 環境住宅課 環境・公園係 **093-223-3538**

遠賀町 住民課 環境衛生係 **093-293-1234**

粗大ごみのこと

粗大ごみ受付センター **093-281-5380** (※耳の不自由な方はこちらへ)
FAX 093-282-5394

自己搬入のこと

遠賀・中間リレーセンター **093-282-5341**

再生品の販売に関すること

中間・遠賀リサイクルプラザ **093-245-5374**

野外焼却の禁止について

廃棄物の焼却は、下記の例外を除き禁止されており、
違反した場合は罰則対象となります。

「5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金またはこの併科」

焼却禁止の例外

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(河川敷の草焼き、道路側の草焼き)
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(災害等の応急対策、火災予防訓練)
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、塔婆の供養焼却)
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない物として行われる廃棄物の焼却
(焼畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却等)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(落ち葉焚き たき火 キャンプファイヤー)



焼却禁止の例外のものであっても、近所の迷惑となることがあります。
(洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど)
家庭や事務所での紙類や草木など、ごみの焼却は絶対にやめてください。